

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【受注者希望型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

第9条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

業務仕様書

1 仕様書の適用

本仕様書は、「R7企総管 川口ダム 濁度水質調査業務」に適用する。

2 業務内容

業務施行に当たり、次の業務を実施するものとする。

(1) 計画準備

計画書は、監督員と打合せのうえ提出すること。また、業務完了時にも打合せを行うこと。

(2) 採水及び採泥

(イ) 採水及び採泥地点は、表-1及び位置図に示す7地点とする。

(ロ) 分析項目及び回数、表-1に示すとおりとする。

(ハ) 川口ダム調整池内は、原則として船からの採水となるので、必ず小型船舶操縦士免許所持者が船を操縦すること。なお、使用する船は、総合管理推進センターの船を貸与する。また万一損傷があった場合は、受注者の責任において原形復旧を行わなければならない。

(ニ) 調整池の水位の変動又はダム放流等により、定められた地点、水深で採水できない場合は、必ず監督員に連絡し、その指示に従うこと。

(ホ) 調査予定回数については以下の通り見込んでいる。

(a) 採水・濁度調査 年 12回(毎月1回)

(b) 採泥調査 年 1回

(ヘ) 調査予定日は、那賀川水系の関係機関と調整を行い、可能な限り同一日とする。

(ト) その他については、基本的に「ダム貯水池水質調査要領」によること。

(3) 水質及び底質分析

分析法は、「ダム貯水池水質調査要領」によること。

(4) 報告書

(イ) 採水及び採泥状況写真

(ロ) 分析結果

(a) 毎月報告

(I) 水温濁度月報

1) 濁度報告書

2) 気象観測記録表

3) 川口ダム調整池濁度調査測定表

4) 水温・濁度断面分布図

5) 水温・濁度分布図

6) 水質縦断面図(濁度・水温)

(II) 水温濁度調査表

(III) 水質分析結果報告書

(IV) 植物プランクトン調査結果一覧表

(b) 年間報告

(I) 川口ダム水質分析年間とりまとめ・・・紙媒体2部、電子媒体2部(正、副)

表-1 採水及び分析内容

採水地点	調査項目	回数	層	検体数	備考
1 土佐田 (蔭谷橋)	T、C	12	1	12	T：水温 4～3月 月1回
	DO、(A)				C：濁度 4～3月 月1回
2 川口ダム	T	12	15	180	DO 4～3月 月1回
	C	12	9	108	(A)：pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、大腸菌数 クロロフィルa 4～3月 月1回
	DO	12	9	108	(B)：フェオフィチン、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素 アンモニウム性窒素、オルトリン酸態リン
	(A)	12	3	36	4～3月 月1回
	(B)	12	3	36	(D)：植物プランクトン 4～3月 月1回
	(D)	12	1	12	(E)：トリハロメタン生成能 2MIB、ジェオスミン 5、8、11、2月
	(E)	4	1	4	(F)：健康項目（水質26項目） 8、2月
	(F)	2	1	2	(G)：底質 8月
	(G)	1	1	1	川口ダムの採水基本水深（m）
3 川口ダム 放水口	T、C	12	1	12	T：0.1 0.5 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 6.0 7.0 8.0 9.0 10.0 12.0 14.0 16.0 計15層
	DO、(A)				C、DO：0.5 2.0 4.0 6.0 8.0 10.0 12.0 14.0 16.0 計9層
4 下原 西納野 紅葉川支流 赤松放水口	T、C	12	1	各12	(A)、(B)：0.5 8.0 16.0 計3層
					(D)、(E)、(F)：0.5 計1層